

企業立地助成金のご案内

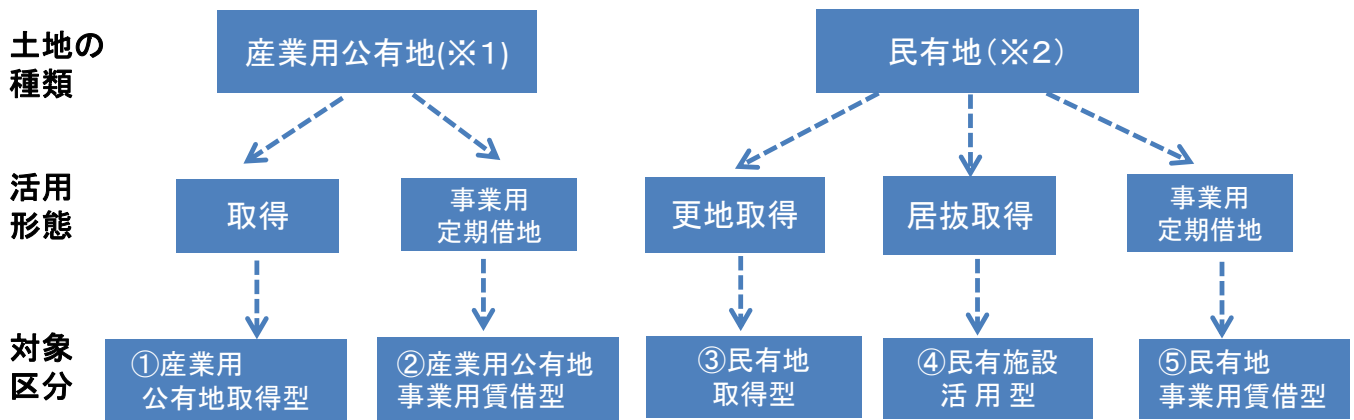
前橋市は、市内への立地を支援するために様々な優遇制度を設けています。支給要件に合えば、民有地の取得等も助成金の対象になります。優遇制度も充実している、前橋市への立地を是非ご検討ください。

対象施設

工場、物流施設、研究施設、本社、データセンター等

対象区分

助成金の対象区分は次のとおりです。



※1産業用公有地…市または県が所有し、企業立地を目的として分譲している土地

※2民有地…工業専用地域、工業地域、工業団地のうち民間企業等が所有している土地

助成金対象要件・申請時期

※助成金の交付を受けるためには、下記申請期限までに優遇措置の指定申請を行い、その指定を受ける必要があります。

No	区分	要件	指定申請期限
①	産業用公有地取得型	2,000㎡を超える産業用公有地を取得し、対象施設を新設	工事着手の10日前迄
②	産業用公有地事業用賃借型	2,000㎡を超える産業用公有地を県又は市と事業用定期借地権契約を行い、対象施設を新設	工事着手の10日前迄
③	民有地取得型	2,000㎡を超える民有地を取得し、延床1,000㎡を超える対象施設を新設。(かつ投下固定資産総額1億円超)	工事着手の10日前 又は 売買契約締結後60日迄
④	民有施設活用型	2,000㎡を超える民有地、及び空き施設を取得し、事業を開始。(かつ投下固定資産総額1億円超)	売買契約締結後60日迄
⑤	民有地事業用賃借型	2,000㎡を超える民有地を事業用定期借地権により借り受け1,000㎡を超える対象施設を新設。(かつ投下固定資産総額1億円超)	工事着手の10日前 又は 借地契約後60日迄

助成金の種類

No	対象区分	施設設置助成金	事業促進助成金	雇用促進助成金	用地取得助成金	埋蔵文化財発掘調査助成金
①	産業用公有地取得型	○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
②	産業用公有地事業用賃借型	—	○ (3年)	○	—	—
③	民有地取得型	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
④	民有施設活用型	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
⑤	民有地事業用賃借型	—	○ (3年)	○	—	—

※助成金支給の時期は事業開始後、それぞれ決められた時期に申請が必要になります。

助成金の内容等

助成金名称	内 容	助成回数	上限額
施設設置助成金	固定資産税相当額の一部を助成 (1～2年目満額。3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	5年 又は3年	なし
事業促進助成金	事業所税相当額の一部を助成 (1～2年目満額。3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	5年 又は3年	なし
雇用促進助成金	前橋市民を新規雇用した場合又は市内への転勤者1名につき20万円	1回	500万円
用地取得助成金	市または県から産業用地を取得した土地代金の10%相当額	1回	1億円
埋蔵文化財発掘調査助成金	市または県から産業用地を取得した土地の埋蔵文化財発掘調査費用の1/2相当額	1回	1,000万円

※施設設置助成金の固定資産税相当額には償却資産も含まれます。

その他

事前手続きや詳細な条件がありますので、下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。
この助成金は「前橋市企業立地促進条例」に基づく助成金です。

問い合わせ先

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 産業政策課 企業立地推進室
電話：027-898-6984
Eメール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp
ホームページ：http://www.city.maebashi.gunma.jp/

要件や申請書が掲載されたホームページはこちらから⇒

